

第二次健康増進計画「健康みらい柏崎 21」の概要と推進体制

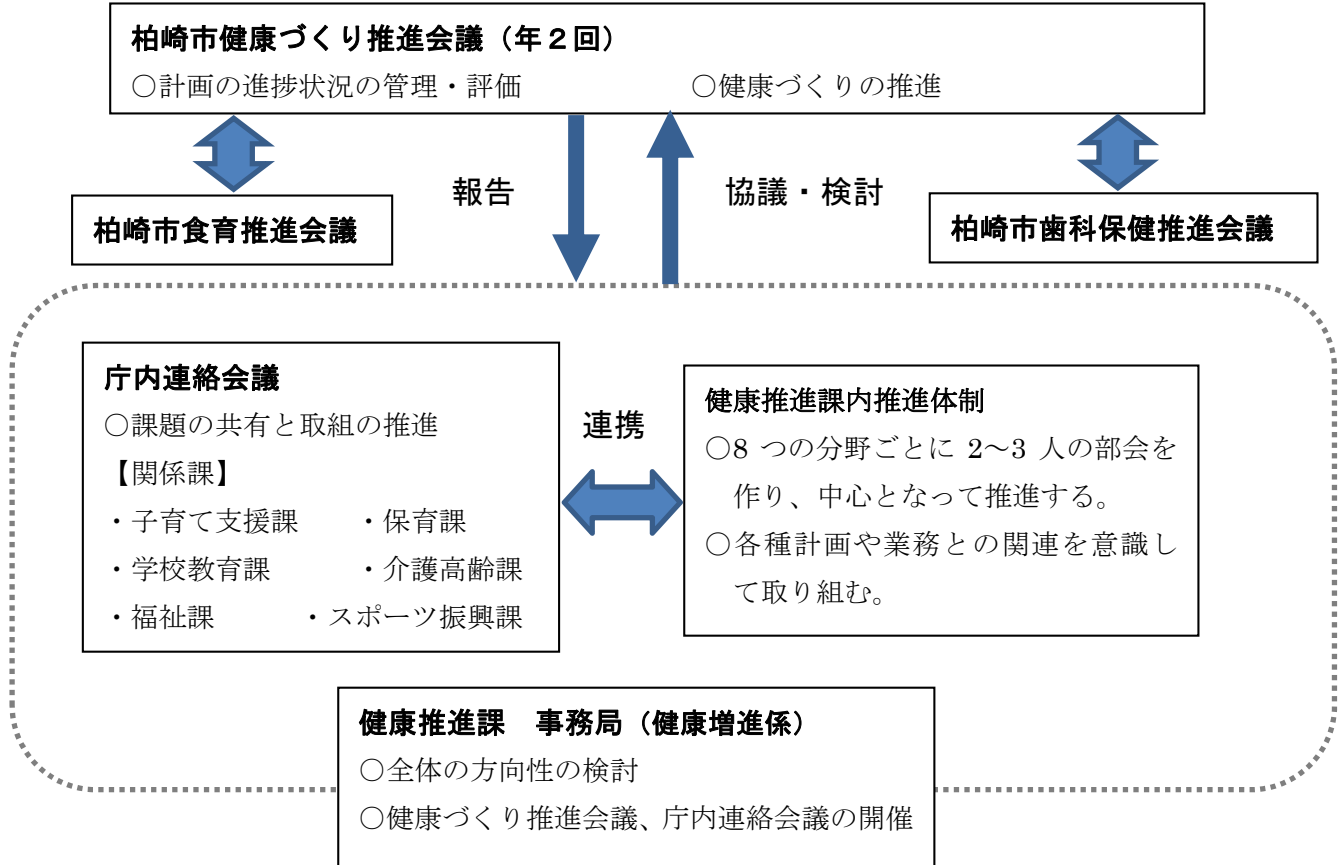
1 計画の概要

- 1) 計画の位置づけ(法的根拠)
 - ・健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として策定。
 - ・市の現状と「健康日本21(第二次)」「健康にいがた21(第二次)」を踏まえ、柏崎市第五次総合計画や各ライフステージにおける市民の健康に関する各計画と整合性を図る。
- 2) 計画期間
 - ・平成28(2016)年から令和7(2025)年度(10年間)
 - ・令和2(2020)年度に中間評価、必要に応じて見直しをする
- 3) 対象
 - ・乳幼児期から高齢期までのすべての市民
- 4) 8つの分野
 - (1) 栄養・食生活
 - (2) 歯・口腔の健康
 - (3) 身体活動・運動
 - (4) 喫煙・飲酒
 - (5) こころの健康
 - (6) がん(悪性新生物)
 - (7) 循環器疾患・糖尿病
 - (8) 健康を支える地域づくり

2 平成30(2018)～令和2(2020)年度の重点課題

- 1) 青壮年期への働きかけ
- 2) 糖尿病予防に向けた取組

3 推進体制



※その他、柏崎市自殺対策行動計画改定案「オープンハート・プラン」、「柏崎市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画) 第3期特定健康診査等実施計画」と連動して推進する。